# 特定空家等調査票

建物番号		調査日	<u> </u>	<sup>z</sup> 成	年	月	日
調査員氏名							
(資格・番号)			•				
建物概要							
所在地	富山市						
用途	□戸建て住宅	□店舗併月	月住宅	□店舗			
<b>用</b> 壓	□長屋住宅	□共同住宅	2	□その	他(		)
構造	□()造			□不明			
階数	□ ( ) 階						
建築年	□ ( ) 年 ※登	記簿情報等	より	□不明			
公道との関係	□接道している (道路状況:		)	□接道	してい	ない	
建物等の関係	□建物等と近接してい (建物等:	ハる※位置図	図に状況記入 )	□建物	等と近	正接して	ていない
景観区域	□景観まちづくり推選	<b>匪区域(大</b>	手モール地	区、八月	₹地区	)	
総合所見・判断							
	(a) そのまま放置すれ □該当する		引しく保安上: □該当しな			これのあ それのあ 不明	 5る状態
	   (b) そのまま放置すれ	こ にば著しく律	i生上有害と	なるおそ	れのま	5る状態	
	□該当する		□該当しな			不明	
空家等の物的状態 	(c)適切な管理が行れ				観を損	はなって	 :いる状態
	 □該当する		□該当しな	ر ۱		不明	
	(d)その他周辺の生活	舌環境の保全	を図るため	に放置す	ること		型切である状態
	   □該当する		□該当しな	l1		不明	
	(a)周辺の建築物や	で通行人等(	 に対する影	<del></del>			
悪影響の程度と	□影響大		□影響小			影響無	
危険等の切迫性	  (b)危険等の切迫性	生					
	□切迫性大		□切迫性小			切迫性	<b>無</b>
調査員所見							
総合所見 ※市が記入							

# (a)「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態」の調査項目

- 1. 建築物が著しく保安上危険となるおそれがある。
- (1) 建築物が倒壊等するおそれがある。

	調査項目	状況
イ. 建築	物の著しい傾斜	
<ul><li>基礎に</li></ul>	不同沈下がある。	□ア □イ □ウ □エ
	<目視観察>	
	□軽微	
アまたはイ	□著しい床、屋根の落ち込み、浮き上がり	
に該当する   場合に記入	□小屋組みの破壊、床全体の沈下	
物口に記入	□その他状況(	
	参考:被災建築物応急危険度判定マニュアル(全国被災建築物応急危険度判定協議会)	
・柱が傾	- 斜している。	□ア □イ □ウ □エ
	<実測>	
	d/h= ① ( ) ② ( ) ③ ( ) ④ ( )	
	d/h(平均)= ( )	10-
	※原則として1階部分の外壁の四隅又は四隅の柱を計測して単純平均する。	d=d2-d1
		下げ振り
アまたはイ	d/h(平均)>1/20 (著しい傾斜)	d1
に該当する	参考:被災建築物応急危険度判定マニュアル	h   /
場合に記入	(全国被災建築物応急危険度判定協議会)	# 869
	震災建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針	/ d2
	(日本建築防災協会)	外観目視による住宅の不良度判定の
	□測定不能 (理由:	手引き(案)(国土交通省)
□. 建築	物の構造耐力上主要な部分の損傷等	
<ul><li>・基礎が</li></ul>	破損又は変形している。	□ア □イ □ウ □エ
	<基礎種類>	
	□布基礎 □ベタ基礎 □独立基礎 □その他( )	
	□不明	
	<実測もしくは目視観察>	
	損傷基礎長( )m	<b>NO</b> /
	外周基礎長( )m 基礎損傷率(	)%
   アまたはイ	※ひび割れ(幅0.3mm以上)、剥落、破断1箇所あたり損傷長さ1mとす	る。1m以内に損傷が
に該当する	集中する場合はさらに1mを加算する。	
場合に記入	局部破壊、不陸、移動、流出・転倒、地盤の流出・陥没・液状化部分の	全基礎長さを損傷長
	さとする。損傷基礎長は損傷長さの合計とする。	
	基礎損傷率75%以上(全壊)	
	参考:災害に係る住家の被害認定基準運用指針(内閣府防災担当)	
	□測定不能 (理由: )	

調査項目			状	況	
・土台が	腐朽又は破損している。	□ア	□イ	ロウ	
アまたはイ に該当する 場合に記入	<実測もしくは目視観察> 断面欠損した土台 ( )箇所 □測定不能 (理由: )				
・基礎と	土台にずれが生じている。	□ア	□イ	□ウ	
アまたはイ に該当する 場合に記入	<実測>     基礎と土台の最大ずれ ( )mm □測定不能 (理由: )				
・柱、は	り、筋かいが腐朽、破損又は変形している。	□ア	□イ	ロウ	ロエ
アまたはイ に該当する 場合に記入		)%			
・柱とは	りにずれが発生している。	□ア	□イ	ロウ	
アまたはイ に該当する 場合に記入	<ul><li>□部分的にずれが発生している。</li><li>□過半にずれが発生している。</li><li>□その他状態( )</li></ul>				

#### (2) 屋根、外壁等が脱落、飛散等するおそれがある。

調査項目	状況
イ. 屋根ふき材、ひさし又は軒	·
・屋根が変形している。	ロア ロイ ロウ ロエ
・屋根ふき材が剥落している。	ロア ロイ ロウ ロエ
・軒の裏板、たる木等が腐朽している。	ロア ロイ ロウ ロエ
・軒がたれ下がっている。	ロア ロイ ロウ ロエ
	損傷率( )% (日本建築防災協会) )

調査項目			状	況	
・雨樋が	たれ下がっている。	□ア	□イ	□ウ	
アまたはイ	<目視観察>(状態を記入)	•			
に該当する					
場合に記入					
口. 外壁					
・壁体を	貫通する穴が生じている。	□ア	□イ	□ウ	
・外壁の	仕上げ材料が剥落、腐朽又は破損し、下地が露出している。	□ア	□イ	□ウ	
・外壁の	モルタルやタイル等の外装材に浮きが生じている。	ロア	□イ	ロウ	
	<実測もしくは目視観察>				
	損傷外壁面積( )㎡ 外壁損傷率(	)%			
	外壁面積 ( )m	770			
アまたはイ					
に該当する	65%以上(大破)				
場合に記入	参考:震災建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針(日本建築防災協会)				
	□測定不能 (理由: )				
	/ (-110 (-111)				
	仕上げ材料が剥落している。	ロア	ロイ	ロウ	
			<u></u>		
	給湯設備、屋上水槽等が破損または脱落している。	ロア	<u></u> □1	ロウ	
	給湯設備、屋上水槽等の支持部分が腐食している。	□ア	ロイ	□ウ	
アまたはイ	<目視観察>(状態を記入)				
に該当する					
場合に記入					
二. 屋外	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				
・屋外階	段、バルコニーが腐食、破損又は脱落している。	□ア	ロイ	□ウ	
・屋外階	段、バルコニーが傾斜している。	□ア	□イ	□ウ	
アまたはイ	<目視観察>(状態を記入)				
に該当する					
場合に記入					
木. 門又	は塀				
・門、塀	にひび割れ、破損が生じている。	□ア	□イ	ロウ	
・門、塀	が傾斜している。	□ア	□イ	□ウ	
	<目視観察>(状態を記入)				
アまたはイ					
に該当する					
場合に記入	1/20以上の傾きがある(倒壊のおそれ)				
	参考:空き家の除却等に係るガイドライン(富山県)				

2. 擁壁が老朽化し危険となるおそれがある。

調査項目			状	況	
・擁壁表	面に水がしみ出し、流出している。	□ア	□イ	□ウ	
<ul><li>水抜き</li></ul>	穴の詰まりが生じている。	□ア	□イ	ロウ	
・ひび割	れが発生している。	□ア	□イ	ロウ	
アまたはイ に該当する 場合に記入	<目視観察>(形状、高さ、傾きなどの状態を記入)				
	※「宅地擁壁老朽化判定マニュアル(案)」(国土交通省都市局都市安全課) に応じて、それぞれの基礎点(環境条件・障害状況)と変状点の組み合わり 壁の劣化の背景となる環境条件を十分に把握した上で、老朽化に対する危険	せ (合	計点)	により、	擁

#### 凡例

ア:調査項目に該当し、著しく危険・不衛生・不適切な状況

イ:調査項目に該当するが、著しく危険・不衛生・不適切ではない状況

ウ:調査項目に該当しない

## (b)「そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態」の調査項目

(1) 建築物又は設備の破損等が原因で、以下の状態にある。

調査項目	状況
・吹付け石綿等が飛散し暴露する可能性が高い状態である。	□ア □イ □ウ □エ
・浄化槽等の放置、破損等による汚物の流出、臭気の発生があり、地域住民の 生活に支障を及ぼしている。	□ア □イ □ウ □エ
・排水等の流出による臭気の発生があり、地域住民の日常生活に支障を及ぼし ている。	□ア □イ □ウ □エ
<特記事項>※アまたはイに該当した各項目について、状態を詳細に記入。	

(2) ごみ等の放置、不法投棄が原因で、以下の状態にある。

調査項目	状況
・ごみ等の放置、不法投棄による臭気の発生があり、地域住民の日常生活に支	ロア ロイ ロウ ロエ
障を及ぼしている。	
・ごみ等の放置、不法投棄により、多数のねずみ、はえ、蚊等が発生し、地域	  □ア □イ □ウ □T
住民の日常生活に支障を及ぼしている。	
<特記事項>※アまたはイに該当した各項目について、状態を詳細に記入。	

#### 凡例

ア:調査項目に該当し、著しく危険・不衛生・不適切な状況

イ:調査項目に該当するが、著しく危険・不衛生・不適切ではない状況

ウ:調査項目に該当しない

## (c)「適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態」の調査項目

(1) 適切な管理が行われていない結果、既存の景観に関するルールに著しく適合しない状態となっている。

調査項目	状況
・景観法に基づき景観計画を策定している場合において、当該景観計画に定め	
る建築物又は工作物の形態意匠等の制限に著しく適合しない状態となってい	ロア ロイ ロウ ロエ
る。	
・景観法に基づき都市計画に景観地区を定めている場合において、当該都市計	
画に定める建築物の形態意匠の制限に著しく適合しない、又は条例で定める	□ア □イ □ウ □エ
工作物の形態意匠等の制限等に著しく適合しない状態となっている。	
・地域で定められた景観保全に係るルールに著しく適合しない状態となってい る。	ロア ロイ ロウ ロエ
<特記事項>※アまたはイに該当した各項目について、状態を詳細に記入。	•

(2) その他、以下のような状態にあり、周囲の景観と著しく不調和な状態である。

調査項目	状況
・屋根、外壁等が、汚物や落書き等で外見上大きく傷んだり汚れたまま放置されている。	□ア □イ □ウ □エ
・多数の窓ガラスが割れたまま放置されている。	□ア □イ □ウ □エ
・看板が原型を留めず本来の用をなさない程度まで、破損、汚損したまま放置 されている。	□ア □イ □ウ □エ
・立木等が建築物の全面を覆う程度まで繁茂している。	ロア ロイ ロウ ロエ
・敷地内にごみ等が散乱、山積したまま放置されている。	□ア □イ □ウ □エ
<特記事項>※アまたはイに該当した各項目について、状態を詳細に記入。	

凡例

ア:調査項目に該当し、著しく危険・不衛生・不適切な状況

イ:調査項目に該当するが、著しく危険・不衛生・不適切ではない状況

ウ:調査項目に該当しない

## (d)「その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態」の調査項目

(1) 立木が原因で、以下の状態にある。

調査項目	状況
・立木の腐朽、倒壊、枝折れ等が生じ、近隣の道路や家屋の敷地等に枝等が大	□ア □イ □ウ □エ
量に散らばっている。	
・立木の枝等が近隣の道路等にはみ出し、歩行者等の通行を妨げている。	□ア □イ □ウ □エ
<特記事項>※アまたはイに該当した各項目について、状態を詳細に記入。	

(2) 空家等に住みついた動物等が原因で、以下の状態にある。

調査項目	状況
・動物の鳴き声その他の音が頻繁に発生し、地域住民の日常生活に支障を及ぼ	  □ア □イ □ウ □T
している。	
・動物のふん尿その他の汚物の放置により臭気が発生し、地域住民の日常生活	ロア ロイ ロウ ロエ
に支障を及ぼしている。	
・敷地外に動物の毛又は羽毛が大量に飛散し、地域住民の日常生活に支障を及	ロア ロイ ロウ ロエ
ぼしている。	
・多数のねずみ、はえ、蚊、のみ等が発生し、地域住民の日常生活に支障を及	ロア ロイ ロウ ロエ
ぼしている。	
・住みついた動物が周辺の土地・家屋に侵入し、地域住民の日常生活に支障を	ロア ロイ ロウ ロエ
及ぼすおそれがある。	
・シロアリが大量に発生し、近隣の家屋に飛来し、地域住民の日常生活に支障	ロア ロイ ロウ ロエ
を及ぼすおそれがある。	
<特記事項>※アまたはイに該当した各項目について、状態を詳細に記入。	

(3) 建築物等の不適切な管理等が原因で、以下の状態にある。

調査項目	状況
・門扉が施錠されていない、窓ガラスが割れている等不特定の者が容易に侵入 できる状態で放置されている。	ロア ロイ ロウ ロエ
・屋根の雪止めの破損など不適切な管理により、空き家からの落雪が発生し、 歩行者等の通行を妨げている。	ロア ロイ ロウ ロエ
・周辺の道路、家屋の敷地等に土砂等が大量に流出している。	ロア ロイ ロウ ロエ
<特記事項>※アまたはイに該当した各項目について、状態を詳細に記入。	

#### 凡例

ア:調査項目に該当し、著しく危険・不衛生・不適切な状況

イ:調査項目に該当するが、著しく危険・不衛生・不適切ではない状況

ウ:調査項目に該当しない

建物配置図	※建物破損箇所等を図示